

添付資料3 諸室等における市の考え方

※令和6年7月1日時点(現在精査中のため参考であることに留意すること)

- ・学校施設において、必要面積以上の諸室面積を確保すること。その際、「共用空間等」の面積を減少させ、全体施設面積を調整すること。
- ・多機能化施設において、必要面積を参考面積として、各諸室面積を若干増減させてもよいが、要求水準書記載の全体施設面積の制限を満たすものとする。

※各教室に黒板、ホワイトボードの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

※普通教室、特別教室にプロジェクター、大型モニターの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

分類	施設等	必要面積				概要・機能	
		単位室面積	室数	室面積	合計		
教室	普通教室	前期課程(1～6年)	72㎡	12	864㎡	1,296㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年2教室を想定し、1室あたりの想定収容人数は40人程度を基本とし、想定最大収容人数は45人程度とする。 ・教室の学年ゾーニングとしては、4-3-2制を基本とし、児童生徒の安全面を一番に考えた配置とすること。 ・基本的な学習への取組姿勢の徹底や定期考査にも対応できるよう、しっかりと閉じることのできる教室空間とすること。 ・廊下側の開口部は大きく開くことができるものとし、隣接する廊下や多目的教室などとの視覚的な連続性を確保すること。 ・タブレット授業による学習スペースの拡大傾向から、余裕のある教室規模とすること。 ・教室内に想定最大収容人数45人分のランドセル・通学用かばん等が収納できる児童生徒の棚を設置すること。 ・45人分のその他の荷物(学校置き教科書、絵具・習字・鍵盤ハーモニカ等の実習道具)用に可動式で固定できる棚を設ける。その他荷物用は棚板が可動できるようにし、中に入れるものに合わせて区切ることができるようにすること。 ・教師用・児童生徒用の十分な収納スペースを確保すること。 ・教師用の棚は鍵がかかるようにすること。 ・児童生徒用のタブレット端末の保管庫を配置するスペースを想定すること。 ・教室の前方と後方を分けることができるようにカーテンを設置すること。
		後期課程(7～9年)	72㎡	6	432㎡		
	特別支援学級	前期課程(1～6年)	36㎡	6	216㎡	324㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒との交流が生まれるよう配置に配慮し、バリアフリートイレや手洗い場に近い配置とすること。 ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒への教科指導や多様な学習活動に対応する空間を整備すること。 ・気持ちを落ち着かせられる設えのある空間(カームダウンスペース)を配置すること。 ・学年段階の区切り(ゾーン)ごとにまとめ、普通教室の近くに配置し、2室を1室・3室を1室として利用するなど、児童生徒数の状況に応じて柔軟に対応できる可動間仕切りなどを設置すること。 ・最大20人分のランドセル・通学用かばん等が収納できる児童生徒の棚を設置すること。
後期課程(7～9年)		36㎡	3	108㎡			
少人数教室	5～6人利用	20㎡	6	120㎡	360㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・習熟度別授業や通級教室、グループワーク授業、個別指導、外国にルーツのある子どもの日本語指導などにも柔軟に対応できる空間、気持ちが高ぶった児童生徒の気持ちを落ち着かせられるスペースとして、想定人数に応じた少人数教室を各階に配置すること。 想定人数:5～6人 :グループワークや個別指導、相談室として利用 想定人数:15～20人:習熟度別授業や通級教室として利用 ・それぞれ、学年段階の区切り(ゾーン)ごとに2教室を配置とし、2室を1室・3室を1室として利用するなど、児童生徒数の状況に応じて柔軟に対応できる可動間仕切りなどを設置すること。 ・利用人数のランドセル・通学用かばん等が収納できる児童生徒の棚を設置すること。 ・各学年が使用しやすいしやすいうように、各階の普通教室の近くに配置すること。 	
	15～20人利用	40㎡	6	240㎡			
	多目的教室 (多目的スペース)	-	-	-	450㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・同学年や異学年など複数の学級の活動・交流空間やランチルームとしての活用、休み時間の児童生徒の活動、交流などを想定し、多様な学習形態や活動に柔軟に対応することができる多目的な(用途を限定しない)空間を整備すること。 ・最大4学年で活動できる多目的教室、2学年で活動できる多目的教室など、想定する利用形態に合わせた大小の多目的教室を検討し、整備すること。 ・普通教室、少人数教室などと隣接した配置とし、隣接する少人数教室などと柔軟に接続できる可動間仕切りなどを設置すること。 ・展示や掲示が可能なスペースを確保すること。 	

添付資料3 諸室等における市の考え方

※令和6年7月1日時点(現在精査中のため参考であることに留意すること)

- ・学校施設において、必要面積以上の諸室面積を確保すること。その際、「共用空間等」の面積を減少させ、全体施設面積を調整すること。
- ・多機能化施設において、必要面積を参考面積として、各諸室面積を若干増減させてもよいが、要求水準書記載の全体施設面積の制限を満たすものとする。

※各教室に黒板、ホワイトボードの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

※普通教室、特別教室にプロジェクター、大型モニターの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

分類	施設等			必要面積				概要・機能
				単位室面積	室数	室面積	合計	
特別教室	理科室	教室	前期課程(1~6年)	90㎡	1	90㎡	240㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・理科室の児童生徒用机は、班での実験・観察を行うことも多いことから1つの机に対して、6~8人で使用できるようにすること。 ・机には、給排水、ガス、電気設備をつけておくこと。 ・耐水、耐薬品性のある床材とすること。 ・理科室内には、実験器具などの収納棚を設置すること。 ・準備室には、流し、給排水設備、鍵のかかる薬品庫を設け、理科室に隣接させること。
			後期課程(7~9年)	90㎡	1	90㎡		
		準備室	前期・後期課程共	30㎡	2	60㎡		
	音楽室	教室	前期・後期課程共	90	2	180㎡	300㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する楽器に応じて2教室を配置し、近隣や他の授業への影響を考慮し、防音性能と配置に配慮すること。 ・楽器の搬出入の観点から、大型の楽器を使用する音楽室は、エレベーターに近い配置とすること。 ・楽器の搬入に適したドアを設置すること。 ・楽器の吹き口の洗浄用の流し台を設置すること。 ・準備室は、楽器庫としても使用できるよう、十分なスペースとすること。 ・準備室は、音楽室2教室の間に配置し、2つの音楽室に出入りできるようにすること。
		準備室	前期・後期課程共	60	2	120㎡		
	図工室・美術室 (兼書道室)	教室	前期・後期課程共	90㎡	1	90㎡	130㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・図工室・美術室の児童生徒用机は、班で活動することを想定し、1つの机に対して、6~8人で使用できるようにすること。 ・絵具の洗浄などに十分な数の流し、給排水設備を設置すること。 ・臭気や粉塵の出る作業に備え、換気に充分配慮すること。 ・作品の製作に配慮し、汚れにくく清掃しやすい床及び壁の仕上げとすること。 ・糸のこ盤等の工作機器 10 台用のコンセントを安全に作業するための間隔をあけて設置すること。 ・作品展示スペースを設置すること。 ・教材教具用の棚を設置すること。 ・児童生徒の利用を想定するため、昇降式の机や椅子等、児童生徒の体格に合わせた利用ができる什器を設置すること。 ・準備室は、できる限りの作品の収納スペースを設け、図工室・美術室に隣接させること。 ※なお、共用空間等の面積で調整できるのであれば、図工室と美術室を別教室として整備すること。その場合は、準備室は、2教室の間に配置し、2教室に出入りできるようにすること。
		準備室	前期・後期課程共	40㎡	1	40㎡		
	技術室	教室	後期課程	90㎡	1	90㎡	130㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・技術室の児童生徒用机は、木工、金工授業に作業に対応できるものとし、1つの机に対して、6~8人で使用できるようにすること。 ・木工、金工に対応した器具を配置できるコンセントを確保すること。 ・十分な電気容量の専用回路を確保すること。 ・騒音や振動など他教室へ影響がないように防音性と配置に配慮すること。 ・流し、給排水設備を設置すること。 ・木工作業を勘案し、集塵装置を設置し、換気に配慮すること。 ・準備室は技術室に隣接させること。
		準備室	後期課程	40㎡	1	40㎡		
	調理室・被服室	教室	前期・後期課程共	90㎡	1	90㎡	130㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、流し・給排水設備、調理及び裁縫が適切に行える児童生徒用机、コンロを設置すること。 ・ミンサー・アイロンを各20台使用できるコンセント数を確保すること。 ・コンセントについては、児童生徒が使用する機と一体とすること。 ・教員用及び児童生徒用机は、同時に多くの電気機器を使った場合でもブレーカーが落ちないよう留意すること。 ・調理と裁縫の作業が適切にできるよう余裕のある空間とすること。 ・準備室は、流し、給排水設備を設け、調理室・被服室に隣接させること。 ※なお、共用空間等の面積で調整できるのであれば、調理室と被服室を別教室として整備すること。その場合は、準備室は、2教室の間に配置し、2教室に出入りできるようにすること。
		準備室	前期・後期課程共	40㎡	1	40㎡		
	ラーニングセンター (図書室・コンピューター室)	教室	前期・後期課程共	240㎡	1	240㎡	270㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室や外国語教室、コンピューター室の機能を複合させ、調べ学習や読書、英会話授業、ICT教育などの多様な授業形態や自主学習に柔軟に対応できるクリエイティブな学びの空間とすること。 ・奥まった読書スペースやグループワークが可能なスペース、グループでの英会話、簡易なものづくりができるスペースなどの多様な空間を整備すること。 ・本や作品などの展示が十分にできるスペースとすること。 ・書棚は、学齢に応じて児童・生徒自らが本を手にとれる高さとする。 ・できるだけ死角のない書架配置とし、低学年用のエリアは大人が全体を見通せる高さとする。 ・地震発生時の書棚の転倒や書籍の飛び出し防止等、適切に耐震対策を施すこと。 ・書籍の保護のため、湿気や日焼けに配慮すること。 ・準備室、書庫・倉庫はラーニングセンターに隣接させ、3空間はどの部屋からもアクセスできる配置とすること。
準備室		前期・後期課程共	30㎡	1	30㎡			
書庫・倉庫		前期・後期課程共	-	-	適宜			
相談室	相談室	前期・後期課程共	20㎡	3	60㎡	80㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室は、リラックスして気軽に相談できる室内環境(温かみのある色調の家具や内装、パーテーション)とすること。 ・人の出入りや内部の状況がわかりにくいよう、視覚的な配慮を行うこと。 ・玄関に近い配置とすること。 ・駐車場側から直接相談室に出入りできる扉とインターホンを設置すること。 ・鍵付きの棚を設置できるスペースを確保すること。 ・準備室は、相談室に隣接した配置とすること。 	
	準備室	前期・後期課程共	20㎡	1	20㎡			

添付資料3 諸室等における市の考え方

※令和6年7月1日時点(現在精査中のため参考であることに留意すること)

- ・学校施設において、必要面積以上の諸室面積を確保すること。その際、「共用空間等」の面積を減少させ、全体施設面積を調整すること。
- ・多機能化施設において、必要面積を参考面積として、各諸室面積を若干増減させてもよいが、要求水準書記載の全体施設面積の制限を満たすものとする。

※各教室に黒板、ホワイトボードの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

※普通教室、特別教室にプロジェクター、大型モニターの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

分類	施設等	必要面積				概要・機能	
		単位室面積	室数	室面積	合計		
運動施設	屋内運動場	屋内運動場(アリーナ)	1,360㎡	1	1,360㎡	1,700㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の機能や一般開放を考慮し、接道に近い位置に配置すること。 ・講堂としての利用や、バスケットコートが2面とれる規模を整備し、ネットなどで半分に区切って利用できる仕様とすること。 ・バスケットボール、バレーボール、バドミントンが使用できるコート及びポール、ネットを整備すること。 ・安全性・耐久性が高く、スポーツ競技において使用されているフロアとすること。 ・キャットウォークを整備すること。 ・災害時優先電話を設置できるように電話用の設備を設置すること。
		舞台・ステージ			適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・舞台(ステージ)を設置し、舞台下に椅子及び机等が収納できるスペースを整備すること。 ・舞台の仕様として緞帳、幕、スクリーン、照明器具、舞台照明、舞台音響設備を設置すること。
		体育倉庫	80㎡	1	80㎡		<ul style="list-style-type: none"> ・授業及び部活動で使用する用具を保管する十分な広さの倉庫をアリーナに併設すること。 ・3段に分けて収納できるよう棚を設置すること。
		教員室	30㎡	1	30㎡		<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備を設置すること。
		屋内部部室	15㎡	3	45㎡		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場内全体を見られるようにすること。また、防球格子や安全合わせガラスなどの防球対策を行うこと。
		トイレ			適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール部(男女別)、バレーボール部の部室として、部室を併設すること。 ・屋内運動場に隣接した場所に男女別のトイレ及びバリアフリートイレ設置すること。 ・トイレは、ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・避難所として使用することを考慮した設備機器、設えとすること。 ※その他 下記「学校共用空間等 トイレ」と同様
		廊下			適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)西信達コミュニティセンターの廊下と区分させた上で隣接させること。 ※下記「学校共用空間等 廊下階段」と同様
	屋外部部室	15㎡	3	45㎡	45㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・野球部・陸上部(男女別)の部室を整備すること。 	
	屋外運動器具庫	90㎡	1	90㎡	90㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・授業及び部活動で使用する用具を保管する十分な広さの倉庫を併設すること。 ・3段に分けて収納できるよう棚を設置すること。 ・石灰用の倉庫は間仕切り等で区分すること。 ・扉は、砂などにより不具合が発生しないよう配慮すること。 	
管理関係諸室	職員室	校長室	30㎡	1	30㎡	350㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室は、応接スペースの確保、重要文書の保管用棚の設置(鍵のかかるものと本棚)及び耐火金庫を設置すること。また、職員室及び廊下から直接出入りできる配置とすること。また、額縁を掲示できるピクチャーレールを設置すること。 ・職員室は、小学校・中学校教職員約60人の机を設置できるスペースを確保し、教職員の日常的な意思疎通及び打合せに使用できる空間も確保すること。また、職員室と廊下等の共用部との境界部はガラスなどを用い、開放感のある工夫をするとともに、試験期間中などは情報を遮断できるロールスクリーン等を設置すること。 ・十分な収納スペースを確保すること。 ・印刷室は職員室内に併設し、裁断機1台、織機、大機1台を設置できるスペース及びコンセントを設けるとともに、用紙保管用の棚を設置すること。 ・給湯室、放送室、休憩室は職員室内に配置し、給湯室と休憩室は来校者や児童生徒の視線に配慮すること。 ・給湯室は、ミニキッチン、レンジ、冷蔵庫の設置スペースを設け、衛生や換気に十分配慮すること。 ・休憩室は、男女別の休憩スペースを整備すること。 ・管理関係諸室の各機能は、職員室を中心に配置すること。 ・エントランスから近い1階に配置し、グラウンドが見渡せるようにすること(可能であればグラウンドに直接出ることができるようにする)。 ・児童生徒・保護者に対応するカウンターを設け、個人情報保護等のため教職員の業務エリアとの分離すること。
		職員室	270㎡	1	270㎡		
		印刷室	10㎡	1	10㎡		
		給湯室	10㎡	1	10㎡		
		放送室	10㎡	1	10㎡		
		休憩室	10㎡	2	20㎡		
	職員更衣室	25㎡	2	50㎡	50㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・職員更衣室は、職員室に近接して配置すること。 ・各30人分のロッカーを設置することができるスペースを確保すること。 ・職員用更衣室には教職員のロッカーの配置場所を確保し、シャワールームを設置すること。 	
	保健室	130㎡	1	130㎡	130㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送用の動線に配慮した配置とすること。 ・感染症対策の観点から、出入口を2か所整備し、片方は運動場からの動線に配慮すること。 ・身体測定用の器具などを保管できる倉庫を確保すること。 ・保健室に脱衣所、シャワールーム、洗濯スペースを整備すること。 ・バリアフリートイレと隣接し、保健室からもトイレに出入りできる動線を確保すること。 	
	会議室	100㎡	1	100㎡	100㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・可動間仕切りなどにより、会議室を分割して利用できる設えとすること。 	
	校務員室	20㎡	1	20㎡	20㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設、教育環境の整備などの用務に従事する職員の作業スペースを確保すること。 ・各種作業、清掃用具等を保管するスペースを確保すること。 	
	配膳室	80㎡	1	80㎡	80㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される児童生徒数、教職員数に対応でき、衛生管理のしやすい配膳室をエレベーターに近接した位置に整備すること。 ・児童生徒の学校活動や生活動線から分離された、外部からの車両による搬入動線を確保すること。 ・作業台、牛乳保冷庫、冷蔵庫、スチームコンベクション等の機材や給食コンテナを設置できるスペースを確保すること。 ・配膳室は、1階に配置し、配送車から配膳室に直接、給食コンテナ等を出し入れできる給食コンテナ用の屋外用出入口を設ける。また、配送車を駐車している際、他の自動車等とすれ違うことができるようにすること。 ・配膳室の屋外用出入口は、雨天時に備え、庇を設置すること。 ・給食コンテナ用の屋外用出入口は、電動シャッターとし、停電時は手動で開閉できる仕様とする。また、殺虫器(室内に虫が落下しない仕様)を設置すること。 ・児童・生徒が給食を取りに来る際に、一方通行で通り抜けできるような構造とすること。 ・配膳室内の壁は給食コンテナの衝突に配慮しキックガードなどを適切な高さで設けること。 ・配膳室が衛生的に活動できるように、自動水洗手洗いや消毒スペースを設けること。 	

添付資料3 諸室等における市の考え方

※令和6年7月1日時点(現在精査中のため参考であることに留意すること)

- ・学校施設において、必要面積以上の諸室面積を確保すること。その際、「共用空間等」の面積を減少させ、全体施設面積を調整すること。
- ・多機能化施設において、必要面積を参考面積として、各諸室面積を若干増減させてもよいが、要求水準書記載の全体施設面積の制限を満たすものとする。

※各教室に黒板、ホワイトボードの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

※普通教室、特別教室にプロジェクター、大型モニターの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

分類	施設等	必要面積				概要・機能
		単位室面積	室数	室面積	合計	
学校共用空間等	トイレ	-	-	適宜	2,645㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用、教職員・来校者用のトイレを設置すること。 ・ゆとりある動線を確保するとともに、アクセスしやすい配置とすること。 ・各階にバリアフリートイレを設置すること。 ・ジェンダー・セクシュアリティに配慮したトイレを設置すること。 ・教職員・来校者用トイレは、職員室に近接した配置とすること(妊娠中の職員が使用することも想定し、バリアフリートイレを併設すること)。 ・普通教室と特別教室が混在する階については、児童生徒の年齢ごとの利用のしやすさに配慮すること。 ・床は防水及び防汚仕様とすること。 ・洋式便器と和式便器、小便器、手洗いを整備し、照明及び換気扇スイッチは人感センサーとすること。(和式便器は、各階につき1個) ・臭気対策及び維持管理の容易性確保のため、自動洗浄機能付の機器とすること。 ・衛生的な環境の整備のため、手洗い設備の非接触化とすること。 ・来校者・教職員用トイレは暖房付き便座とすること。 ・児童生徒用トイレは、将来的な暖房付便座の設置を考慮してコンセントを設置すること。
	手洗い場	-	-	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に近接して手洗い場を適宜設けること。 ・普通教室と特別教室が混在する階については、児童生徒の体格差に留意し、利用がしやすいように配慮すること。 ・衛生的な環境の整備のため、手洗い設備の非接触化とすること。
	更衣室(児童生徒用)	-	2~4	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド及び屋内運動場の動線を考慮した配置とすること。 ・男女別に更衣室を設けること。 ・各室40名程度が利用できる収納棚を設置すること。
	倉庫	-	-	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・学校に必要な備品や資料を保管できる十分な広さの倉庫を職員室に近接して整備すること。 ・各学年や特別支援学級に必要な教材や備品を保管できる倉庫(1教室分の面積程度)を各階の各教室に近接して配置すること。 ・屋外で作業する際に使用する資機材を保管できる屋外用倉庫を整備すること。また、扉は砂などにより不具合が発生しないよう配慮すること。 ・倉庫は、台車等を用いて荷物の搬出入ができるように入口の幅や段差に配慮すること。
	電気室・機械室	-	-	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・配線設備や通信設備などを安全に格納、保守点検できるスペースを確保し、機器更新などの外部からのメンテナンスが容易な位置に配置すること。
	EV	-	-	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・配膳室に近接した配置とし、給食配膳用の食缶や食器をエレベーターに載せられる仕様とすること。 ・怪我や障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮した配置とすること。 ・緊急の際は、担架をエレベーターに載せられる仕様とすること。
	廊下・階段	-	-	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にも安全かつ円滑な動線として機能する幅を確保した廊下と階段を整備すること。 ・防災性、防犯性の観点から、施設全体として、できるだけ行き止まりのない、回遊できる施設とすること。 ・児童生徒の多目的な活動を促進できるよう、部分的に広くゆとりのある廊下(多目的スペース)を整備すること。 ・児童生徒のリフレッシュの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩を取ることができるスペースや、児童生徒がその時々々の状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を設けること。 ・廊下や階段には、児童生徒の展示空間や収納スペースを随所に確保すること。
	エントランスホール	-	-	適宜		<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールは、セキュリティゾーンを明確にし、学校と多機能化施設の兼用できるようにすること。 ・エントランスホールには、児童生徒の登下校時に自然と地域交流が生まれるよう、家具や植栽などにより、広場などの滞留できる機能を整備するとともに、雨天時における車からの施設へのアクセス性を考慮し、エントランスホールに隣接する車寄せを設置すること。 ・昇降口は、エントランスホールとは別に配置し、スムーズな登下校ができるよう、十分な広さの昇降口を分散して配置し、児童生徒数に合わせて、必要な靴箱と傘立てなどを設置すること。
昇降口	-	-	適宜			

添付資料3 諸室等における市の考え方

※令和6年7月1日時点(現在精査中のため参考であることに留意すること)

- ・学校施設において、必要面積以上の諸室面積を確保すること。その際、「共用空間等」の面積を減少させ、全体施設面積を調整すること。
- ・多機能化施設において、必要面積を参考面積として、各諸室面積を若干増減させてもよいが、要求水準書記載の全体施設面積の制限を満たすものとする。

※各教室に黒板、ホワイトボードの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

※普通教室、特別教室にプロジェクター、大型モニターの設置を検討中。(要求水準書提示段階までに調整)

分類	施設等	必要面積				概要・機能	
		単位室面積	室数	室面積	合計		
多機能化施設	西信達留守家庭児童会	遊戯室	100㎡	1	100㎡	150㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する児童数(現状60名を想定)に応じ、遊戯室やトイレ、給湯室、倉庫、職員用休憩室などを整備すること。 ・遊戯室には、児童の収納棚を設置すること。 ・学校と異なる管理体制に配慮し、セキュリティゾーンを明確に切り分けた配置とすること。 ・グラウンドとアクセスしやすい配置とすること。 ・コミュニティセンターとの連携やコミュニティセンターの諸室活用を想定し、コミュニティセンターと近接した配置とすること。
		倉庫	5㎡	1	5㎡		
		休憩室・給湯室	10㎡	1	10㎡		
		トイレ	-	-	適宜		
		廊下	-	-	適宜		
	(仮称)西信達コミュニティセンター	多目的ホール	110㎡	1	110㎡	250㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホールにはピアノを設置し、ダンス、ヨガ、小規模な発表会などのイベントができる舞台(可動式)を整備すること。 ・振動や音響に配慮した内装材とすること。 ・机、椅子をしまうスペースは必要なく、置いたままの状態でも利用可能とすること。 ・畳21畳を想定すること。 ・入り口は引き戸式の玄関、内部に土間、上り框(かまち)、内側の入り口にはふすまを整備すること。 ・キッチン(流し・コンロ・換気扇等)を整備すること。 ・受付業務を行えるよう、施設の入り口部分に配置すること。 ・入り口部分に向けて受付のカウンターを設置すること。 ・受付カウンターは開閉館に伴い、窓を開閉できような構造とすること。 ・受付カウンターから外部が見渡ししやすい構造とし、各部屋の入り口部分が見渡せるよう配置すること。 ・コミュニティセンターの各諸室と内線電話で通話できるようにすること。 ・廊下の監視カメラ映像が室内のモニターで視聴可能とすること。 ・バリアフリートイレの異常時の連絡をとれる設備を設置すること。 ・各諸室の必要な箇所に適宜設置すること。 ・男女別のトイレ及びバリアフリートイレ設置すること。 ・トイレは、ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・バリアフリートイレは、オストメイト、ベビーシート、ベビーチェアを設けること。 ・バリアフリートイレは、外部に異常を知らせることができる設備を設置すること。 ・多機能化施設(留守家庭児童会を除く)及び屋内運動場の動線を確保できる廊下を配置すること。
		会議室	30㎡	1	30㎡		
		和室	30㎡	1	30㎡		
		給湯室	-	-	適宜		
		管理諸室	-	-	適宜		
		倉庫	-	-	適宜		
		トイレ	-	-	適宜		
	廊下	-	-	適宜			
	西信達消防分団車庫	指令室	5㎡	1	5㎡	115㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の受信設備とファックス等の設備と電話回線2回線を整備すること。 ・車庫シャッターの有効幅は6.0m以上とすること。 ・消防ポンプ自動車(全長約5.5m、全幅約1.9m)及び資機車(全長約3.4m、全幅約1.5)が余裕をもって駐車することができ、資機材を保管できるスペースを確保すること。 ・油污れや寒冷期の活動のために、温水供給の洗い場(手洗器2個)設置すること。 ・20人程度が会議可能な会議室とすること。 ・会議室に隣接する場所に設置すること。 ・車庫に隣接する場所に設置すること。 ・消防分団車庫に隣接し、参考資料と同等以上のホースリフター設備を設置すること。 ・ホースリフターに児童・生徒が近づかないように開閉式の柵を設置すること。 ・最新の設備機器を勘案し、「参考資料8 ホースリフター及びサイレン詳細図」に提示する設備の同等品以上の仕様とすること。
		車庫	57㎡	1	57㎡		
会議室		37㎡	1	37㎡			
会議室物入		5㎡	1	5㎡			
資機材倉庫		11㎡	1	11㎡			
ホースリフター・サイレン		-	-	-			
防災備蓄倉庫	35㎡	1	35㎡	35㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される災害に対して安全な場所かつ屋内運動場に隣接した場所に配置し、必要な食料や毛布などを備蓄できる倉庫を整備すること。 ・児童生徒の学校活動や生活動線から分離された外部からの車両による搬入動線を確保すること。 		
		合計			9,470㎡		